

平成 18 年 7 月 19 日

国税庁 御中
(課税部消費税室 御扱)

コミットメントライン契約に係る印紙税法上の取扱いについて

日本ローン債権市場協会

コミットメントライン契約は、1990 年代より存在する取引であり、現在ではその残高は 23 兆円まで拡大しております。また、日本における企業向けの金融機関貸出残高は、現在、約 270 兆円であるところ、コミットメントライン契約に基づく融資残高はその 10%近くにまで拡大しております。このように、コミットメントライン契約による融資は、中小企業も含めた各企業にとりまして、極めて重要なファイナンス手法として定着しており、また、手元流動性を確保しつつ資金効率を高める手段として非常に有用であることから、今後とも拡大が見込まれるところであります。

従来、コミットメントライン契約の当事者である借入人及び金融機関は、借入人が貸付人である金融機関に対して借入申込書を提出することのみでは、借入人と貸付人の間には意思表示の合致は存在せず、民法上も当事者の間に自動的に契約が成立するものではないと考え、借入申込書は、印紙税法上の契約書には該当しないと解釈して参りました。また実務上はかかる解釈に基づき印紙を貼付しない取扱いも見られ、その解釈には合理性があると考えて参りました。

以上のような状況に鑑みましても、今般、コミットメントライン契約に関連する各種文書に関して、印紙税法上の課税文書に該当するか否かの判断の基準が明確化されることは、今後関係当事者が安心して取引を行い、コミットメントライン契約の市場規模が拡大していき、ひいてはわが国経済の更なる発展のために必要不可欠なことでありと認識しております。

日本ローン債権市場協会は、シンジケートローン市場及びローン債権売買市場の育成に必要なインフラの整備及び各種啓蒙活動を行うために、平成 13 年に設立された団体です。ご案内の通り、コミットメントライン契約には、シンジケートローン方式で行うものもあり、当協会では、シンジケートローン市場及びローン債権売買市場の育成に必要なインフラ整備の一環として、コミットメントライン契約のひな型である「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書」及びその解説を公表しており、かかる契約書は、現在、広くシンジケートローン市場に参加する当事者にご活用いただいております。当協会といたしましては、シンジケートローン市場及びローン債権売買市場の育成に必要なインフラ整備及び(納税者たるコミットメントライン契約の当事者に対する)啓蒙活動を行うという視点から、本件につきましても、多大なる関心をもっている次第であります。

そこで、以上を踏まえまして、今般、当協会の質問事項を下記のとおり纏めましたので、ご検討頂ければ幸いです。

記

- (質問1) コミットメントライン契約の契約書は、第何号文書に該当するのでしょうか。
- (1-1) 貸付人(1名)と借入人が契約を締結する相対型のコミットメントライン契約の契約書は、印紙税法別表第一第1号3に該当する文書(以下「1号の3文書」といい、他の文書も同様の例によります。)のうち「契約金額の記載のない」ものとして200円の印紙を貼付すればよろしいのでしょうか。それとも、「継続的取引の基本となる契約書」として7号文書に該当し、4,000円の印紙貼付が必要でしょうか。
- (1-2) 複数の貸付人が借入人との間で、1通の契約書を作成して、当該契約書に各貸付人が連帯せずに個別に債権を取得することとなる旨規定し、かつ、各貸付人がエージェント(貸付人の代理人として借入人との連絡業務等の事務を行う金融機関)にコミットメントライン契約に係る事務を委託するいわゆる「シンジケーション方式」のコミットメントライン契約書は、1号の3文書のうち「契約金額の記載のない」ものとして200円の印紙を貼付すればよろしいのでしょうか。それとも、「継続的取引の基本となる契約書」として7号文書に該当し、4,000円の印紙貼付が必要でしょうか。
- (質問2) コミットメントライン契約に係る借入申込書が課税文書に該当するか否かの判断基準をご教示下さい。
- (2-1) 印紙税法基本通達第21条第2項第1号によれば、「契約当事者間の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における当該申込書等」は契約書に該当し、申込書等と表示された文書でも課税文書として取り扱うこととされています。添付のコミットメントライン契約書及び借入申込書について、課税文書に該当するか否かの判断基準についてご教示をお願いします。
- (2-2) 借入申込書の中には、コミットメントライン契約に定められた貸付人の貸付義務が発生するための前提条件について、借入人においてその充足を表明し、保証する文言が記載されているものがあります。これまで、借入人

がかかる表明・保証をしたとしても、貸付人は、コミットメントライン契約上、前提条件（停止条件）が充足されているか否かを自ら確認する必要があるものであり、借入申込書の提出によって直ちに貸付人の貸付義務が発生するわけではないと理解し、それゆえ、冒頭にも記載いたしましたとおり、借入申込書の提出のみによって自動的に契約が成立するものではないと理解して参りました。かかる前提条件の充足を保証する文言の有無により、借入申込書が印紙税法上の課税文書に該当するのか否かの取扱いにおいて差異が生じることがあるのかご教示をお願いします。もし取扱いに差異が生じるのであれば、その理由につきましてもご教示をお願いします。

(2-3) 仮に借入申込書が、「契約の成立等を証明する目的で作成される文書」として1号の3文書に該当するとしても、かかる借入申込書を、ファクシミリにて送信した場合、あるいは借入申込みを電子メール等の電子的な手段によって行った場合には、（ファクシミリ送信の対象となった原本も含めて）印紙の貼付は不要との理解でよいのでしょうか。

(2-4) 借入申込書が1号の3文書に該当する場合において、ファクシミリ送信又は電子メール等の電子的手段による借入申込みの実施）の後に（例えば数日後に）あらためて借入人が借入申込書の正本を貸付人に交付した場合には、かかる借入申込書原本への印紙の貼付は必要でしょうか。

(2-5) (2-3)の場合に、借入申込書の原本への印紙の貼付が不要であると解される場合において、借入人が手許に保管していた借入申込書（原本）を貸付人に交付するのではなく、例えば訴訟等において証拠書類として提出する等の必要性のために、第三者に交付又は閲覧等させる場合には、その時点で改めて印紙を貼付する必要があるのでしょうか。

(2-6) 借入申込書が1号の3文書に該当する場合において、金融機関に対して印紙を貼付した借入申込書を提出して借入申込みを行ったものの、前提条件が充足されていない等の理由により個別の貸付実行されなかった場合には、当該借入申込書は契約の成立等を証明する文書であるとはいえないため、貼付した印紙に係る印紙税額は還付されるのでしょうか。

(質問3) 領収書について

(3-1) コミットメントライン契約に基づく融資の実務では、貸付人は、貸付けを実行した後に、借入人から領収書を取得するのが一般的です。かかる領収書は17号の2文書に該当するという理解でよいのでしょうか。もし1号の3

文書に該当する場合があるとすれば、その要件につきご教示をお願いします。

- (3-2) 提出される借入申込書に、領収書等を作成する旨の記載がある場合で、領収書のひな型があらかじめ決められており、当該ひな型が1号の3文書に該当する場合には、当該領収書のみ印紙を貼付すれば足り、印紙税法基本通達第21条第2項第1項但書に従い、当該借入申込書には印紙を貼付する必要はないという理解でよいでしょうか。

以上